

## 船舶事故等調査報告書

平成26年11月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014仙第59号
事故等種類	ほたて養殖施設損傷
発生日時	平成26年7月14日 06時55分ごろ
発生場所	岩手県大船渡市吉浜湾 大船渡市所在の <sup>こまべ</sup> 首崎灯台から真方位313° 3.4海里付近 (概位 北緯39° 08.7′ 東経141° 51.9′)
事故等調査の経過	平成26年8月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 第十八 <sup>ふくしゅう</sup> 福昌丸、487トン
船舶番号、船舶所有者等	134395、御前崎海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	本船 なし 養殖施設 ロープが切断
事故等の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、霧で視界が制限された状況下、碎石約1,500tを積載し、船長が、船橋で操船を行い、誘導船の後に従って吉浜湾を微速力前進で西進中、GPSプロッターを見て前回とは異なる進路であることに疑問を感じていたところ、船首配置の乗組員からほたて養殖施設のブイに接近している旨の連絡を受け、機関を後進としたが、平成26年7月14日06時55分ごろ、ほたて養殖施設に進入し、プロペラに同施設のロープが絡み、運航不能となった。 本船は、潜水業者によって絡まったロープが切断されて取り除かれた後、自力で大船渡市根白 <sup>こんぱく</sup> 漁港に着岸した。
気象・海象	気象：天気 霧、風向 南東、風力 1、視程 約300m 海象：潮汐 下げ潮の中央期 大船渡市には、本事故当時、濃霧注意報が発表されていた。
その他の事項	船長は、休暇中である本来の船長の代理として乗り組んでおり、船長として本事故発生場所付近を航行するのは初めてであったことから、誘導船を手配した。 船長は、ほたて養殖施設にブイが設置されていたが、視界が悪くなり、暗くて見えにくいと感じていた。 本船が手配した誘導船については、特定することができなかった。
分析	
乗組員等の関与	あり

<p>船体・機関等の関与          気象・海象の関与          判明した事項の解析</p>	<p>なし          あり</p> <p>本船は、霧で視界制限状態となった吉浜湾において、誘導船の後に従って微速力前進で西進中、GPSプロッターを見ていて、船長がほたて養殖施設に接近していることに気付かなかったことから、同施設に進入し、同施設を損傷したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、霧で視界制限状態となった吉浜湾において、誘導船の後に従って微速力前進で西進中、GPSプロッターを見ていて、船長がほたて養殖施設に接近していることに気付かなかったため、同施設に進入したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行する水域については、水路調査を十分に行い、養殖施設等の設置位置を把握しておくこと。</li> </ul>